

尾瀬国立公園公式 Instagram 運用方針

関東地方環境事務所国立公園課

1 目的

本方針は、関東地方環境事務所国立公園課（以下、「当課」という。）における尾瀬国立公園公式 Instagram (https://www.instagram.com/oze_nationalpark/) のアカウント（以下、「尾瀬国立公園公式インスタ」という。）の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

尾瀬国立公園公式インスタは、尾瀬国立公園の雄大な自然景観や動植物や文化、人々の暮らし、食、行事等の様子を発信することを通じ、全世界に尾瀬国立公園の魅力を伝えることを目的として運用する。

尾瀬国立公園公式インスタでは、コメントを用いた双方向のコミュニケーションを行う。ただし、このことは、当ページに対するコメントについての個別の返信等の対応を保証するものではない。

3 運用方法

尾瀬国立公園公式インスタは、当課が以下のとおり運用する。

発信する情報

尾瀬国立公園公式インスタでは次の情報等を発信する。

- ・尾瀬国立公園の魅力を伝える記事、写真並びにこれに付随する情報
- ・尾瀬国立公園の雄大な自然景観や動植物
- ・尾瀬国立公園に関する食や文化、人々の暮らし
- ・尾瀬国立公園に関するトピックス
- ・尾瀬国立公園内の災害・通行止め等の緊急情報

4 免責事項

- ・尾瀬国立公園公式インスタの投稿情報の正確性については万全を期しているが、当課は利用者が尾瀬国立公園公式インスタの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- ・当課は、利用者により投稿された尾瀬国立公園公式インスタに対する「リポスト」、「シェア」、「コメント」等について一切責任を負わない。
- ・当課は、尾瀬国立公園公式Instagramに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- ・「リポスト」、「コメント」等の投稿にかかる著作権の取扱いは、Instagramの規定に準

ずる。

5 利用者による不適切な書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく書き込みの削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- ・ 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- ・ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ・ 著作権、商標権、肖像権など環境省又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・ 他の利用者、第三者等になりすますもの
- ・ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・ 当課の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・ 当課の発信する内容に関係ないもの
- ・ その他、当課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
- ・ Instagram の利用規約、コンテンツポリシー及びガイドラインに反するもの

6 著作権

尾瀬国立公園公式インスタの内容について、転載等を行う場合は、別紙に定める方法により、必ず出典を明示すること。

7 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は環境省ホームページ上に掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更する場合がある。

8 管理者

「尾瀬国立公園公式インスタ」は、当課が管理する。

令和4年11月22日 施行

(別紙)

著作権について

尾瀬国立公園公式 Instagram で公開している情報 (以下「コンテンツ」といいます。) は、以下の (1) 及び (2) に従って、転載、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

(1) 出典の記載について

ア コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

(出典記載例)

出典：環境省尾瀬国立公園公式 Instagram (https://www.instagram.com/oze_nationalpark/)

イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また編集・加工した情報を、あたかも環境省が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

「尾瀬国立公園公式 Instagram」(https://www.instagram.com/oze_nationalpark/) を加工して作成

(2) 第三者が権利を有するコンテンツについて

ア コンテンツの中には、第三者 (国以外の者をいいます。以下同じ。) が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利 (例：写真における肖像権、パブリシティ権等) を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

イ コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

ウ 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。